

助成内容が変更になります！

福祉医療費助成制度

市では、一定の要件に該当する人の医療費を助成しています。医療機関で受診した際の医療費のうち、保険診療の自己負担額が無料になります。

なお、助成内容が、10月1日から変更になります。

変更内容

- ① 新たに精神障がい者が助成の対象になります。
対象者 精神障害者保健福祉手帳1級および2級所持者
 - ② 新たに父子家庭が助成の対象になります。
対象者 18歳到達後の年度末までの児童を扶養している配偶者のない父とその児童。ただし、所得制限があります。
 - ③ 入院時の食事代の助成が廃止になります。
- ①、②について、助成を受けるためには、福祉課で福祉医療費受給者証（以下「受給者証」）の交付申請を行ってください。
- ③について、すでに受給者証をお持ちの人には、新しい受給者証を交付します。9月中旬に案内を郵送します。

制度の概要

制度区分	対 象 者	助成内容
重度心身障害者	重度心身障がい者 ・身体障害者手帳 1～3級、4級の一部 ・療育手帳 A1～B1 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級	健康保険の自己負担額
乳 幼 児 等	小学校を卒業するまで	
母 子 家 庭 等	母子家庭等の母と子 ただし、所得制限があります	
父 子 家 庭	父子家庭の父と子 ただし、所得制限があります	老人医療の自己負担額
重度心身障害老人	老人医療対象の重度心身障がい者 ・身体障害者手帳 1～3級、4級の一部 ・療育手帳 A1～B1 ・精神障害者保健福祉手帳 1、2級	

※色付きの部分については、10月1日からの新規助成です
※入院時の食事代の助成は、9月30日をもって廃止されます

加入している健康保険が変更になったときは、新しい保険証をお持ちの上、保険変更の届け出をしてください。

転出などで受給資格が無くなったときは、受給者証を福祉課まで返却願います。

子どもたちにあなたの力を 市立小中学校講師登録

学校教育課 内線339

市内の小中学校において、講師を希望する人の登録を随時受け付けています。

◇資 格 小学校教諭、中学校教諭(各教科)、養護教諭および養護学校教諭の各免許取得者または同取得見込み者

◇申込み 直接、学校教育課(分庁舎3階)へ
※教員免許状、写真1枚および印鑑を持参してください

外国の子どもたちに日本語指導の応援を 「共生学級・エスペランサ」日本語指導員募集

学校教育課 内線342

古井小学校内で開設している「共生学級・エスペランサ」で、外国の子どもたちに日本語を教えていただくボランティアを募集しています。

◇資 格 特に必要ありません
※外国語が話せなくても大丈夫です

◇申込み 直接、学校教育課(分庁舎3階)へ
※「共生学級・エスペランサ」は、来日直後などで日本の生活に十分なじめない外国人のお子さんに、簡単な日本語やひらがな、カタカナ、日本の学校での暮らし方を指導する教室です